本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエルサルバドル共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエルサルバドル共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十五日にアンティグオ・クスカトランで

エルサルバドル共和国駐在
日本国特命全権大使　田良原政隆

エルサルバドル共和国
在外エルサルバドル人担当外務次官兼外務大臣代行
リドゥビナ・マガリン・デ・エスペランサ閣下

（エルサルバドル側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をエルサルバドル共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエルサルバドル共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十五日にアンティグオ・クスカトランで

エルサルバドル共和国
在外エルサルバドル人担当外務次官兼外務大臣代行
リドゥビナ・マガリン・デ・エスペランサ

エルサルバドル共和国駐在
日本国特命全権大使　田良原政隆閣下

○国税庁告示第十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十五日

国税庁長官　中原　広

別表「規則第一条第一項第二号」の項を次のように改める。

規則第一条第一項第二号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの
	税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条において規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
	本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるものについて有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるものに限る。（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
	規則第一条第一項第三号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるものに限る。（提示時において有効なものに限る。）
	個人番号利用事務等実施者が本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）
	官公署又は個人番号利用事務実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字して交付又は送付したもの（当該書類を申告書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。）

別表「規則第二条第二号」の項を次のように改める。

規則第二条第二号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの
	税理士証票
	写真付身分証明書等
	写真付公的書類
	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
	個人番号利用事務等実施者が本人であることの確認を行った上で、本人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）
	官公署又は個人番号利用事務実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字して交付又は送付したもの（当該書類を申告書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。）